

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費
令和7年度	人 7,368,547	千円 2,214,042,489	千円 43,127,961	千円 592,588,321	% 26.8	% 27.5

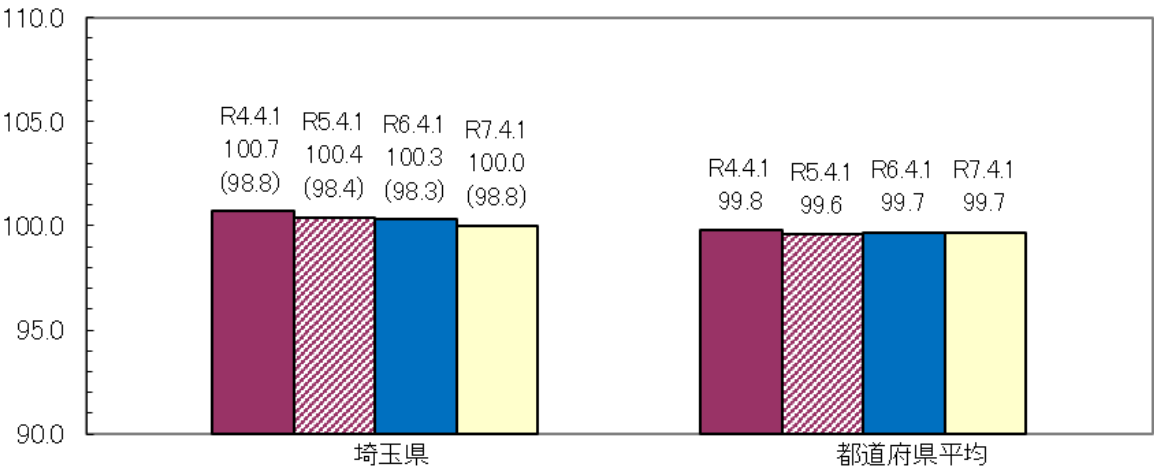
(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 62,034	千円 275,638,059	千円 69,196,667	千円 120,048,187	千円 464,882,913	千円 7,494

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5 歳	339,158 円	442,146 円
技能労務職	54.3 歳	318,793 円	373,725 円
高等学校等教育職	42.2 歳	390,858 円	461,606 円
小中学校教育職	39.6 歳	382,651 円	449,632 円
警察職	38.7 歳	367,822 円	545,056 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	242,019 円	250,371 円
	高校卒	210,544 円	223,480 円
技能労務職	高校卒	215,433 円	227,351 円
	中学卒	201,886 円	215,433 円
高等学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
	高校卒	226,231 円	244,260 円
小中学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
警察職	大学卒	280,216 円	289,893 円
	高校卒	257,094 円	264,428 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

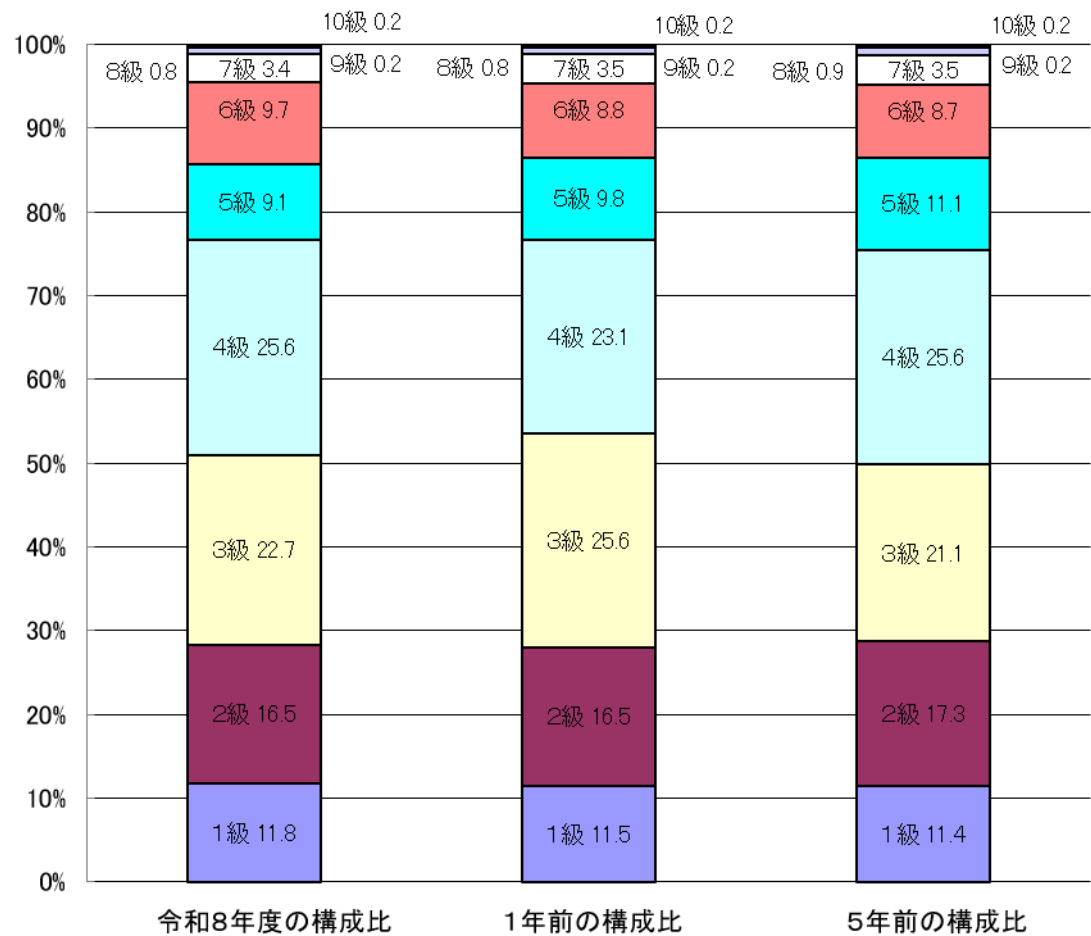
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	320,981 円	390,281 円
	高校卒	284,334 円	338,331 円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	380,159 円	440,095 円
	高校卒	310,894 円	346,698 円
小中学校教育職	大学卒	379,942 円	436,418 円
警察職	大学卒	341,498 円	418,479 円
	高校卒	317,198 円	390,295 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,112	人 1,552	人 2,144	人 2,421	人 857	人 912	人 316	人 75	人 19	人 17	人 9,425
構成比	% 11.8	% 16.5	% 22.7	% 25.6	% 9.1	% 9.7	% 3.4	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
副部長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（2～0号給）を決定。
課所長級の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和7年度決算） 1,894千円	—
（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425月分 1.025月分）	（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425月分 1.025月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注） 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 （ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

埼 玉 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たりの平均支給額 （自己都合）（勸奨・定年） （令和7年度決算） 4,986千円 22,980千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）

（注） 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。
3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支 給 実 績（令和7年度決算）		24,306,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		392千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	8,860人
東京都特別区等	11.5%	19人

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	3,236,979千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	134千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）	38.9%
手当の種類（手当数）	27手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の 作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等 検査手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	し尿処理施設又は浄化槽の 立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する 職員	人体に有害なガスの発生を伴う 業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～ 7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～ 1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	17,002,947 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	764 千円
支給実績（令和 6 年度決算）	13,090,228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	591 千円

(注) 1 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 7 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 7 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子 13,000 円、子以外の扶養親族 6,500 円等	同		千円 5,440,727	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	同		千円 4,709,243	千円 332
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800 円(又は 52,100 円)以内 → (獣医師) 35,000 円以内	異	獣医師に対する支給	千円 90,386 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)	千円 2,658 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として 6 カ月定期券価額)	同		千円 6,670,283	千円 121
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
	③交通用具（自動車等）利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額 5,000 円を上限に支給	同		(令和 8 年 4 月 1 日新設)	(令和 8 年 4 月 1 日新設)

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 19,684	千円 402
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	異	日額でも支給	千円 3,011	千円 1
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 1,359	千円 194
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 —	千円 —
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,624,151	千円 434
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,120円～33,750円	同		千円 175,595	千円 140
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 87,166	千円 541
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～139,600円	同		千円 3,121,745	千円 813
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額1,300円～8,600円	—	—	千円 2,295,893	千円 63
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）	—	—	千円 172,415	千円 299
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）	—	—	千円 214,803	千円 353
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%	—	—	千円 23,282	千円 248

（注） 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期ごと
	副知事	$1,134,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 令和6年12月1日から当分の間、知事の期末手当の支給割合を据え置いています（年間3.40月）。